

平成30年度保育園等入園案内

1 保育園等の入園申込み基準について

保護者が下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合に申し込むことができます。（同居祖父母が無職でも保育園の申込みは可能です。）

保育を必要とする事由	保護者の状況
就労	勤務形態を問わず就労している場合 ※労働の常態については、原則として月64時間以上の就労が条件です
妊娠・出産	出産前後の場合（出産前3ヶ月間、出産後3ヶ月、最長6ヶ月間のみ）
疾病・障がい	保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいがある場合
介護・看護	親族を介護・看護する場合
災害復旧	震災・火災・風水害など災害の復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合
就学等	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合

※1 育児休業中は保育を必要とする事由には該当しないので入園できません。

保育園はすべて月の1日入園であり、慣らし保育期間が必要であるため、育休終了日について15日を区切りとして入園月を決定します。

例：5月15日が育児休業終了日の場合、4月1日入所申込みが可能

5月16日が育児休業終了日の場合、5月1日入所申込みが可能

※2 保育園の入園については

①保育園へ入園できる基準に該当しない（該当しなくなった）ために入園が認められない場合

②入園希望者が多数のため希望する保育園へ入園できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

※3 対象児は、基本、生後6ヶ月以上の乳幼児とさせていただきます。

「子ども・子育て支援新制度」に伴い、保育の必要性の認定(2号・3号)手続きが必要となります。手続きに必要な申請書は、利用申込書を兼ねた書式となっておりますので、利用申込書と同時に手続きができます。

申請により認定が決定すると、支給認定証を交付します。入園に関して必要な書類ですので、大切に保管してください。（支給認定証の交付は入園の決定ではありません）

※求職活動で申請された方の認定期間は3ヶ月間です。就労された場合は認定期間内に雇用証明書の提出をお願いします。提出がない場合は退園もしくは待機者として除外される場合があります。

【保育所等を利用するために受けていただく認定】

認定区分	年齢	利用できる施設	保育時間
2号認定	満3歳以上	保育所・認定こども園（保育園部）	保育標準時間（最長11時間/日） 保育短時間（最長8時間/日）
3号認定	満3歳未満	保育所・認定こども園（保育園部） 小規模保育事業所等	※保護者の就労状況等によって決定されます。求職は短時間。

2 入園申込み

【受付期間】

平成30年4月の入園申込は

平成29年9月28日(木)～10月31日(火) 9:00～16:00です。

10月中の毎週木曜日は、こども希望課で午後7時まで受け付けます。

平成30年5月以降の入園希望については、平成29年11月1日(水)より随時受け付けます。

※申込書の提出期限は、入園を希望する月の3ヶ月前の月末です。

入園希望月	申込期限	入園希望月	申込期限
4月	平成29年10月31日(火)	10月	平成30年7月31日(火)
5月	平成30年 2月28日(水)	11月	8月31日(金)
6月	3月30日(金)	12月	9月28日(金)
7月	4月27日(金)	1月	10月31日(水)
8月	5月31日(木)	2月	11月30日(金)
9月	6月29日(金)	3月	12月28日(金)

※ 期限内であれば、書類の提出時期が入園調整に影響することはありません。

【受付場所】

・掛川市役所 こども希望課こども育成係(市役所1階南側) ・大東支所 南部大東ふくしあ
 ・大須賀支所 南部大須賀ふくしあ ・各保育園

3 申込みに必要な書類

①支給認定申請書 兼 保育所等入所申込書

②保護者(父・母)や世帯員について保育園入園基準に該当することを証明する書類・・・【下記表参照】

※1 65歳未満の同居祖父母が就労されている場合は書類の提出をお願いします。同居祖父母が65歳以上の場合や無職の場合は、書類の提出は不要です。(別居祖父母宅が概ね50メートル以内の場合も同様です)

※2 雇用証明書等を含む、すべての書類をそろえてからご提出ください。

保護者・同居祖父母の状況	必要な書類
会社員 (パート・就労予定者含む)	雇用証明書 ※「就労内容について」の欄は事業者が記入し、訂正する場合には 事業所代表者の印にて訂正印を押印すること
自営業者・農業等従事者 (事業主・専従者)	確認書(自営業・農業・その他用)及び 確定申告書の第1表・第2表または収支内訳書の写し(最新版)
疾病/障がい/介護・看護	診断書/障害者手帳の写し/介護保険被保険者証の写しと確認書等
出産	母子手帳写し(母の名前のページと出産予定日のページ)

求職中	求職活動状況申告書 (ハローワークなどで求職している場合は登録証のコピーを添付)
就学	就学時間を就学先で証明したもの

③転入者の必要な書類について

保育料は、保護者の市民税所得割額をもとに算定されるため、転入などで掛川市に住居票がなかった方は、住居票のあった自治体から下記の書類（父母それぞれの分）を取得し、入所申請の際に提出してください。

【平成29年1月2日～平成30年1月1日に掛川市に住居登録された方】

平成30年4月～8月入所の場合

→ 平成29年度市町村民税 課税証明書（平成28年中の所得）の写し

【平成30年1月2日以降に掛川市に住居登録された方】

平成30年4月～8月入所の場合

→ 平成29年度市町村民税 課税証明書（平成28年中の所得）の写し

平成30年度市町村民税 課税証明書（平成29年中の所得）の写し

平成30年9月～平成31年3月入所の場合

→ 平成30年度市町村民税 課税証明書（平成29年中の所得）の写し

※平成30年度の課税証明書については、平成30年6月頃から取得可能です。

4 申込みから入園までの流れ

平成30年4月に入園希望の方

認定申請及び利用申込み ↓	市役所等で申請書類を受け取り、雇用証明書や確認書等を準備の上、書類一式を入園申込期間中(9月28日～10月31日)に提出してください。
支給認定決定(2号・3号) ↓	受付した申請をもとに、支給認定証を郵送します。 (11月下旬頃までに郵送予定です。)
利用調整(入園者の選考) ↓	11月～1月中旬頃 申請者の就労状況や保育園の状況などにより利用調整を行います。
利用調整結果の通知 (入所承諾通知書) ↓	入所承諾通知書を2月上旬頃に郵送にてお知らせします。
入園決定 ↓	3月に保育園入園準備のため、入園児との面談や入園に必要な手続きを行います。 (各保育園で実施のため、時期が前後する場合があります。) また、利用者負担に関する通知を掛川市より発送します。
通園開始	平成30年4月1日から入園となります。
利用調整結果の通知 (入所不承諾通知書)	入園できない方には、初回のみ、利用調整の結果を郵送にてお知らせします。 申込書は平成30年5月～平成31年3月入園まで有効です。 (求職活動での申請者は有効期間が3ヶ月です) 申込みを取り下げる場合は、こども希望課までご連絡ください。

平成30年5月以降に入園希望の方

認定申請及び利用申込み ↓	市役所等で申請書類を受け取り、雇用証明書や確認書等を準備の上、書類一式を提出期限(入園希望する月の3ヶ月前の月末)までに提出してください。
支給認定決定(2号・3号) ↓	受付した申請をもとに、支給認定証を郵送します。
利用調整(入園者の選考) ↓	申請者の就労状況や保育園の状況などにより利用調整を行います。
利用調整結果の通知 (入所承諾通知書) ↓	入所承諾通知書を希望月の1ヶ月前までに郵送にてお知らせします。 併せて、利用者負担に関する書類を発送します。
入園決定 ↓	保育園入園準備のための面接や入園に必要な手続きを行います。 また、利用者負担に関する通知を掛川市より発送します。
通園開始	ご希望月の1日から入園となります。
利用調整結果の通知 (入所不承諾通知書) ←	入園できない方には、初回のみ、利用調整の結果を郵送にてお知らせします。 申込書はご希望月～平成31年3月入園まで有効です。 (求職活動での申請者は有効期間が3ヶ月です) 申込みを取り下げの場合は、こども希望課までご連絡ください。

5 保育料について

(1) 保育料の決定について

- ・保育料は、お子さんの年齢や認定区分、保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)、保護者の市民税額の合計により算定します。(6ページ参照)
- ・保護者の市民税が非課税(概ね年収100万円未満)で、祖父母等と同居している場合は、扶養の状況等も加味した上で、祖父母等の市民税を加えて保育料を算定する場合があります。
- ・4月から8月分の保育料は、前年度の保護者の市民税額を基に決定します。6月に当年度の課税額が確定すると、その市民税額を基に、9月～3月分の保育料を決定します。

(2) 保育料の支払いについて

- ・保育料の支払いについては、口座振替での支払いをお願いしております。
- ・口座振替の登録については金融機関で行います。詳細については入所承諾通知書と併せてお知らせします。

6 保育園申請・入園に関する注意事項

保育園は、保護者がなんらかの理由でお子さんを保育できない場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。

保育園は、国で定められた基準に基づいて運営されており、保育園の入園に関しても様々な約束事があります。保育園へ入園した場合は、保育園の約束事を守っていただくことになります。下記にお問い合わせの多い事項をまとめたので、ご参照ください。

(1) 年齢を問わず、『保育園へ入園できる基準』に該当しなくなった場合(①～④に該当する場合は)は申請の失効または入園している場合は退園となります。

①保護者が退職した場合

②保護者の就労時間が短縮となり、就労要件(月64時間以上の就労)を満たさなくなった場合

③市外に転出した場合(他市の住民として通園したい場合は、事前手続きが必要です。手続きがない場合は退園となります。事前にご相談ください。)

④保育料を滞納した場合

(2) 下記内容を変更した場合は、住所等変更申出書(7ページ参照)を必ず提出してください。

○氏名・住所の変更(市外への転居は退園です。事前にご連絡をお願いします。)

○転職・退職による就労内容の変更(転職の場合は雇用証明書を添付。)

○家族構成の変更(婚姻・離婚・出生等の家族の増減)

※変更後は、直ちにこども希望課もしくは保育園に申し出てください。

(3) 保育園入園の月から「慣らし保育」が始まります。お子様のために2週間ほど必要ですので、家族や保育園にご相談の上、対応をお願いします。

(4) 退園前には早めに退園届けを提出してください。用紙はこども希望課・各支所・市内保育園にあります。

(5) 医療的ケア(吸引・経管栄養・酸素吸引など)を要する乳幼児が保育園の利用を申請する場合は、保育園によっては対応が難しい園もありますので、事前にこども希望課へご相談ください。

担当：掛川市役所 こども希望課 こども育成係
電話：0537-21-1205